

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	自立支援給付又は地域生活支援事業関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、自立支援給付又は地域生活支援事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付又は地域生活支援事業関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病対象者、障害児に対し自立支援給付又は地域生活支援事業の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1 移動支援事業の利用又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 2 福祉ホームの利用又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 3 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 4 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給決定の変更に関する事務 5 自立支援医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 6 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 7 障害者又は障害児に対する自立生活支援用具等の日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 8 障害者又は障害児の家族の就労支援及び障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息のための障害者又は障害児の日中における活動の場を提供する事業の利用又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 9 重度身体障害者が自ら所有し、運転する自動車を改造するための助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム 中間サーバーシステム ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和8年1月から本番運用) 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付又は地域生活支援事業関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	I－1 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費 2. 地域生活支援事業は、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、更生訓練費、日常生活用具、社会参加促進（自動車運転免許取得・自動車改造助成） ①障害者手帳の確認（手帳を取得していない場合、障がい者相談支援センター、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼） ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認（障害児通所給付費、生活保護、介護保険、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度） ⑤給付費等の支給決定等（障害支援区分の認定、サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付） ⑥給付費及び医療費（国保・社保・後期）、助成金の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費 2. 地域生活支援事業は、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、日常生活用具、社会参加促進（自動車改造助成） ①障害者手帳の確認（手帳を取得していない場合、障がい者相談支援センター、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼） ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認（障害児通所給付費、生活保護、介護保険、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度） ⑤給付費等の支給決定等（障害支援区分の認定、サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付） ⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	I－1 ③システムの名称	障害者総合支援法管理システム 個人・法人管理システム（宛名システム） 新窓口対応システム（庁内連携システム） 住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム（宛名システム） 新窓口対応システム（庁内連携システム） 住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	I－5 ②所属長	障害福祉課長 日下 裕司	障害福祉課長 鈴木 善美	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 －1. 対象人数 －いつの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 －2. 取扱者数 －いつの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	I－5 ②所属長	障害福祉課長 鈴木 善美	障害福祉課長 相原 祐二	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 －1. 対象人数 －いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 －2. 取扱者数 －いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
平成28年9月23日	I－4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16、26、56の2、57、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 12条、19条、30条、31条、44条 【情報照会の根拠】 55条	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－1 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病対象者、障害児に対し自立支援給付及び地域生活支援事業の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費(精神通院医療・更生医療・育成医療)、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費 2. 地域生活支援事業は、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、日常生活用具、社会参加促進(自動車改造助成) ①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、障がい者相談支援センター、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼) ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認(障害児通所給付費、生活保護、介護保険、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度) ⑤給付費等の支給決定等(障害支援区分の認定、サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付) ⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費(精神通院医療・更生医療・育成医療)、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費 2. 地域生活支援事業は、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、日常生活用具、社会参加促進(自動車改造助成) ①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、障がい者相談支援センター、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼) ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認(障害児通所給付費、生活保護、介護保険、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度等) ⑤給付費等の支給決定等(障害支援区分の認定、サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付) ⑥死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑦情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 2. 自立支援給付支払等業務 ①障害福祉サービス事業所等からの請求関連情報の審査等 ②高額障害福祉サービス等給付費等の事務における障害福祉サービス(障害児(通所、入所)障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム 国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版) ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者福祉システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月31日	I－1 ③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム 国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版) ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者福祉システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	I－4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2、55条の3	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 －1. 対象人数 －いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 －2. 取扱者数 －いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成30年7月11日	I－5 ②所属長の役職名	障害福祉課長 相原 祐二	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 －1. 対象人数 －いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 －2. 取扱者数 －いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 －1. 対象人数 －いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 －2. 取扱者数 －いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	I-1 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費(精神通院医療・更生医療・育成医療)、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費 2. 地域生活支援事業は、移動支援、日中一時支援、福祉ホーム、日常生活用具、社会参加促進(自動車改造助成) ①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、障がい者相談支援センター、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼) ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認(障害児通所給付費、生活保護、介護保険、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度等) ⑤給付費等の支給決定等(障害支援区分の認定、サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付) ⑥死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑦情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報として「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 2. 自立支援給付支払業務 ①障害福祉サービス事業所等からの請求関連情報の審査等 ②高額障害福祉サービス等給付費等の事務における障害福祉サービス(障害児・通所・入所)	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1 移動支援事業の利用又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 2 福祉ホームの利用又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 3 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 4 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給決定の変更に関する事務 5 自立支援医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 6 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 7 障害者又は障害児に対する自立生活支援用具等の日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 8 障害者又は障害児の家族の就労支援及び障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息のための障害者又は障害児の日中における活動の場を提供する事業の利用又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 9 重度身体障害者が自ら所有し、運転する自動車を改造するための助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	表記を整理したものであり、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2、55条の3	①番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 108、109、110の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 55条、55条の2、55条の3	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担当部署 -①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 -請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月22日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ -連絡先	徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月23日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月6日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和5年9月6日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅰ 関連情報 ー3. 個人番号の利用 ー法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表の117の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅰ 関連情報 ー4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ー②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】108、109、110の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2【情報照会の根拠】55条、55条の2、55条の3	番号法第19条第8号 主務省令第60条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ー評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅳ リスク対策 ー5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ー不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	ー	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅳ リスク対策 ー6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ー不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	ー	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム 国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版) ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者福祉システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム 中間サーバーシステム ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ (令和8年1月から本番運用) 共通基盤システム	事前	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第60条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	ー	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため